

広島県人的資本経営促進補助金 Q&A

【目次】

Q1：人的資本開示レポートとは？

Q2：交付申請までに人的資本開示レポートを作成・開示している必要がありますか？

Q3：令和6年度に人的資本開示レポートを作成・開示したが、令和7年度中に新たにレポートを作成しないと補助金は受けられないのですか？

Q4：専門家派遣は何をするのですか？

Q5：専門家派遣はだれが来るのですか？

Q6：事前着手の考え方を教えてください。

Q7：顧問契約している社会保険労務士に、就業規則の改定を依頼する場合は補助対象となりますか？

Q8：補助対象外となる経費を教えてください。

Q9：事業完了の考え方を教えてください。

Q10：コンサルティングを受けるために、副業・兼業のプロ人材マッチングサービスを利用したいのですが、マッチング会社に支払う紹介料は対象となりますか。

Q11：コンサルティング会社や研修会社を、県あるいはアドバイザーから紹介してもらうことは可能か。

Q12：申請する取組は、区分Ⅰ～Ⅳの中から1つずつ選択しないといけないのか。

Q13：社内研修の「従業員の働きがいを高めるための内容に関すること」はどういった内容が対象となるのか。

Q1：人的資本開示レポートとは？

A1：人的資本経営研究会の会員にお配りする「人的資本開示ツール」によって作成する、人的資本情報を可視化したレポートのことです。

Q2：交付申請までに人的資本開示レポートを作成・開示している必要がありますか？

A2：交付申請までに人的資本開示レポートを作成・開示している必要はありません。交付申請時に人的資本開示レポートが未作成の場合は、補助事業の完了の日までに作成・開示を行ってください。

Q3：令和6年度に人的資本開示レポートを作成・開示したが、令和7年度中に新たにレポートを作成しないと補助金は受けられないのですか？

A3：令和6年度に人的資本開示レポートを作成・開示している場合は、令和7年度に新たにレポートを作成しなくても補助金の交付を受けられます。

Q4：専門家派遣は何をするのですか？

A4：人的資本経営に知見のある専門家を派遣し、申請いただいた内容を確認し、企業の課題把握～取組の方向性があるか等を無料でアドバイスします。専門家派遣は基本的にはオンラインで実施します。

Q5：専門家派遣はだれが来るのですか？

A5：人事コンサルタントや社会保険労務士を派遣します。取り組まれる内容によって、適した専門家を派遣します。

Q6：事前着手の考え方を教えてください。

A6：事前着手の日は、新たにコンサルティング会社や社会保険労務士等と申請内容に係る委託契約を締結した日あるいはサービスの申込・発注をした日となります。交付申請をするための見積もり徴取に係る事前打ち合わせなどは事前着手にはなりません。

Q7：顧問契約している社会保険労務士に、就業規則の改定を依頼する場合は補助対象となりますか？

A7：本補助事業にて取り組む内容について、顧問契約している社会保険労務士と別途契約を締結する場合は補助対象となります。

Q8：補助対象外となる経費を教えてください。

A8：従業員等の人件費、システムやソフトウェアの保守・サポート費用等の使用料（月額など）、顧問契約している場合の顧問料、取引に係る消費税及び地方消費税、社会保険労務士等への報酬に対する源泉所得税、支払いの際に生じる振込手数料など。そのほか、対象と認められるか判断が難しい場合は県へご相談ください。

Q9：事業完了の考え方を教えてください。

A9：委託会社等への支払いが完了した日となります。

Q10：コンサルティングを受けるために、副業・兼業のプロ人材マッチングサービスを利用したいのですが、マッチング会社に支払う紹介料は対象となりますか。

A10：企業から取組実施に係る委託契約を締結した相手方に支払う料金が対象となるため、紹介料は補助対象外です。

Q11：コンサルティング会社や研修会社を、県あるいはアドバイザーから紹介してもらうことは可能か。

A11：県あるいはアドバイザーから、コンサルティング会社や研修会社を紹介することはできませんのでご了承ください。

Q12：申請する取組は、区分Ⅰ～Ⅳの中から1つずつ選択しないといけないのか。

A12：区分Ⅰ～Ⅳの中から1つずつ選択する必要はありません。取組①～②の中から1つ以上を自由に選択してください。1つでも、22すべて実施でも構いません。

Q13：社内研修の「従業員の働きがい高めるための内容に関すること」はどういった内容が対象となるのか。

A13：広島県では、従業員の働きがい高めるために、企業は組織として「制度づくり（ハード）」「効果的なマネジメント（ソフト）」「企業文化の醸成（ハート）」の3つの区分で働きかけていくことが必要と考えています。

今回の補助金では、効果的なマネジメントを実施するために実施する研修を交付対象としています。例として挙げると、リーダーシップ研修、コミュニケーション研修、理念浸透研修、キャリア開発研修など。そのほか、対象となるか判断が難しい場合は、事前にご相談ください。

